

(公社) 日本麻酔科学会パッケージ研修 Q&A

看護師特定行為の概要と「周術期麻酔管理領域」パッケージに規定された具体的な行為、ならびに、日本麻酔科学会が指定研修機関として提供する研修の内容を説明させていただきます。

以下の記載事項は日本麻酔科学会が指定研修機関として実施する研修プログラムに関するものです。他機関が実施するプログラムでは異なる事項もありますことをご了解ください。

Q1：「特定行為」とはなんですか？

A：医療機関が厚生労働省の定める基準を満たした手順書（包括的な指示書）を作成し、所定の研修を修了した看護師が手順書に従って医療行為を実施（医師の直接的な指示なしで）することです。2014年に保健師助産師看護師法に記載され、2015年に研修制度がスタートしました。21区分、38行為があります（資料参照）。2019年から既設特定行為をセットでパッケージ化し、研修することが可能になりました。

Q2：麻酔領域のパッケージ研修ができましたが新たな資格が創設されたのですか？

A：そうではありません。2014年に決定された項目がいくつかまとめられ（資料参照）、セットで研修できるようになりました。

Q3：新たな項目が追加されたのですか？

A：項目の新たな追加はありません。麻酔科に直接関係する部分では、これまでの特定行為のうち「周術期麻酔管理関係 6区分 8行為」がまとめられました。

Q4：類似の組み合わせ研修はこれまでないのですか？

A：これまでも個別に各区分の研修を受け、結果として今回まとめられた行為の全てを研修することは可能でした。

Q5：看護師のみによる術前診察で管理料が算定できますか？

A：麻酔管理料Ⅱに記載された「麻酔を担当する医師の一部の行為」に術前診察は含まれません。ただし、診察のための病歴聴取や血圧測定等の情報収集を、看護師が実施することは可能です。

Q6：看護師の特定行為で発生した問題の責任は全て麻酔科医ですか？

A：問題発生都度、状況の確認をする必要があります。一概に麻酔科医の責任とはいえません。

Q7：特定行為研修を修了した看護師が特定行為以外の行為を指示なく行うことはできますか？

A：特定行為に指定された行為を正確に解釈し、厳格に施行しなくてはなりません。例えば、麻酔薬の調整、循環作動薬のボラス静脈注射、気管挿管・抜管は対象ではありません。特定行為研修修了者が別表の「研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か」で否となっている行為を実施することについては、これらの行為について研修していないことから学会としては推奨しません。なお、それらはいずれ

も直接指示は可能ですが、指示書の運用が必要です。

Q8：特定行為研修を修了した看護師は麻酔をかけることができますか？

A：特定行為研修を修了した看護師は、研修した「麻酔管理の一部」のみが手順書に沿って可能であり、麻酔管理全体は実施できません。

Q9：周術期管理チーム看護師の資格がない場合、本プログラムへの応募は可能ですか？

A：資格がなければ、応募はできません。

Q10：当院はすでに指定研修機関として特定行為研修を実施しています。追加で特定行為パッケージを受講することは可能ですか？

A：可能です。すでに指定研修機関の指定を受けている団体であっても、日本麻酔科学会のプログラムの協力施設として参加することができます。

Q11：すでに別の区分で特定行為研修を修了しています。今回、新たな行為の研修を受けるにあたり、共通科目などで受講料の免除制度はありますか？

A：日本麻酔科学会プログラムの受講料は以下の 2 区分設定されています。日本麻酔科学会ではそれ以上の減免制度は設けていません。

- ①共通科目＋周術期麻酔管理領域パッケージ（区分別科目）
- ②周術期麻酔管理領域パッケージ（区分別科目）のみ

Q12：本プログラムを受講するにあたり、受講者は日本麻酔科学会事務局へ実際に出向いて授業などを受講する必要がありますか？

A：ございません。基本的に協力施設での講義、演習、実習を実施することとなります。従いまして、協力施設は講義（e-learning）、演習、実習が提供可能であることが条件となります。

Q13：特定行為研修の研修者が協力施設である本人の勤務地で演習や実習を行う場合、雇用者である病院がこれらの時間を勤務として認めることに問題はないですか？

A：問題ありません。ただし、各施設での監査等で報告する勤務人数には含まれないため、ご注意ください。

Q14：協力施設での共通科目実習・演習は何コマありますか？

A：約 70 コマあります。講師担当者を複数設定することにより、講師 1 名の負担を軽減することができます。

<以下、参考資料>

特定行為の全体

特定行為区分は特定行為の区分であり、次の 21 区分です。

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） 関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 （中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留 置型中心静脈注射用カテーテル管 理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

「特定行為」周術期麻酔管理領域パッケージ

周術期麻酔管理領域

特定行為区分の名称	特定行為	研修を修了した看護師が実施可能な特定行為か否か
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	○
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	×
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	×
動脈血液ガス分析関連	人工呼吸器からの離脱	○
	直接動脈穿刺法による採血	○
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	橈骨動脈ラインの確保	○
	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×
	脱水症状に対する輸液による補正	○

術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	○
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	×
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	×
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	×
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	○
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	×